

# 野菜経営者の皆様へ

近年、台風や豪雨などの自然災害が多発しています。

平成31年1月から、**自然災害、価格低下等による収入減少を補てんする収入保険**が始まりました！

## 収入保険の仕組み

- **青色申告**を行っている農業者（個人・法人）が対象です。  
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 自然災害はもちろん、価格の低下などを含め、**野菜**（産地や出荷先などは問いません）**等の販売収入の減少を広く補償**します。

例えばこんな時・・・



雪害等により、設備が壊れ栽培や出荷ができなくなった場合



自然災害により、収量や品質が低下した場合



野菜の価格が低下した場合

※ 病気やケガで野菜の収穫ができない場合や、野菜の運搬中に事故が生じた場合等も補償します。

※ 野菜価格安定制度のうち価格下落を補てんする事業は、災害等により対象野菜の出荷・販売ができなかった場合は補てんされません。

- 保険期間の収入が基準収入の**9割**を下回った場合に補てんします。
- **保険料率は1.08%**（50%の国庫補助後）です。  
また、自動車保険のように、**保険金を受け取らなければ毎年保険料率が下がっていきます。**

## 施設園芸共済（施設本体部分）と収入保険のセット加入がお勧め！

### <野菜価格安定制度について>

○ 野菜価格安定制度のうち、価格下落を補てんする事業と収入保険はどちらかを選択していただくことになりますが、

- **価格下落時の出荷調整を支援する事業**  
（野菜需給均衡総合推進対策事業等）
  - **契約取引において不作時の数量確保を支援する事業**  
（契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等）
- は収入保険と同時に加入することができます。

- ※ 価格下落を補てんする野菜価格安定制度から収入保険に移っても、
  - **地域が産地要件を満たさなくなることはありません。**
  - **JAの生産部会を脱退したり、出荷先を変更する必要はありません。**

詳しい内容については、お近くの農業共済組合等又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。

# 収入保険の概要

## 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

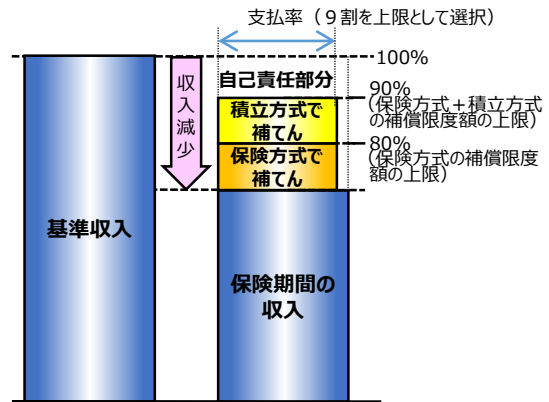
## 対象収入

### 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## <収入保険の補てん方式>

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

## 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。

※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

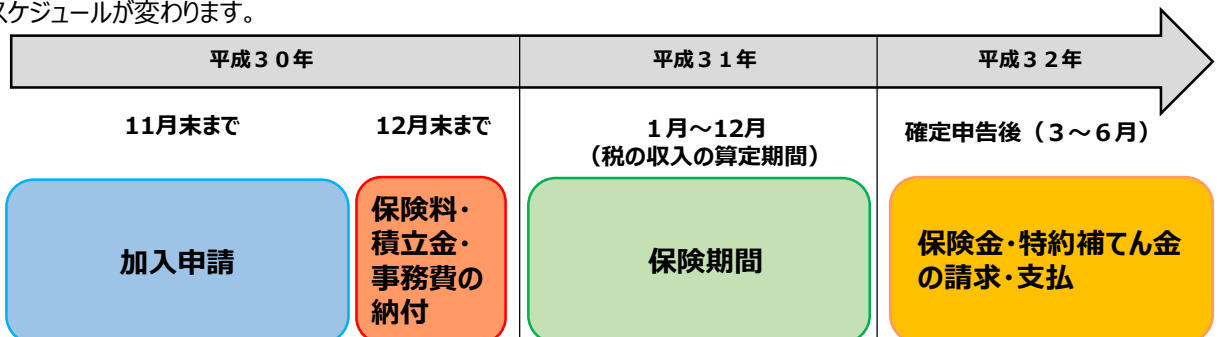
★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

## 加入・支払等のスケジュール

※ 保険期間が平成31年1月～12月の場合のイメージです。

※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払も可  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

## お問い合わせ先

・最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会  
・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7147）

(2019.3)